

市第 218 号議案 平成 27 年度 横浜市一般会計補正予算（第 4 号）（関係部分）
市第 222 号議案 平成 27 年度 横浜市中央卸売市場費会計補正予算（第 2 号）

国際・経済・港湾委員会
配付資料
平成 28 年 2 月 19 日
経済局

平成 27 年度 2 月補正予算（経済局関連部分）の概要

【一般会計】

1 歳入歳出予算補正

(1) 交付金を活用した事業の実施に伴う増額補正 < 24,000 千円 >

海外企業ニーズとのビジネスマッチング事業 24,000 千円

< 国の補正予算で措置された地方創生加速化交付金を財源として実施 >

新興国のニーズを掘り起こし、市内中小企業の受注促進につながるマッチング支援を実施。
(実施主体：(公財) 横浜企業経営支援財団)

※「地方創生加速化交付金」の概要

地方版総合戦略に基づく各自治体の自主的・主体的な取組を支援
国の補正予算計上額：1,000 億円

(2) 事業費の減額補正 < ▲ 153,109 千円 >

ア 企業立地促進条例による助成事業 ▲ 91,024 千円

企業の投下資本額等の確定に伴い助成金交付総額が減少したことによる減額

イ 企業誘致促進助成事業 ▲ 62,085 千円

企業からの助成金の申請減に伴う減額

(3) 歳入補正 < 220,000 千円 >

神奈川県競輪組合承継基金収入 220,000 千円

神奈川県競輪組合の解散に伴い公益財団法人 J K A 交付金免除額等を県が承継し管理している基金について本市配分額を受け入れ。

※ 本市負担割合：100 分の 28.07

神奈川県競輪組合の解散に伴う財産処分についての協議（26 年市第 198 号議案）

2 繰越明許費補正 < 設定額 247,000 千円 >

(1) 海外企業ニーズとのビジネスマッチング事業 < 設定額 24,000 千円 >

国の補正予算で措置された交付金を活用するもので年度内執行が困難であるため。

(2) 中央卸売市場費会計繰出金 < 設定額 223,000 千円 >

中央卸売市場費会計で繰り越す市場大橋撤去事業への一般会計繰出金について設定。

【中央卸売市場費会計】

1 繰越明許費補正

(1) 市場大橋撤去事業 < 設定額 223,000 千円 >

工事着手の遅れに伴う今年度の出来高の減になるため。

参 考

一般会計 歳入歳出予算補正（経済局関連部分）

歳 入

	補正前の額	補正額	計
16 款 国庫支出金	124,270	24,000	148,270
2 項 国庫補助金	—	24,000	24,000
14 目 地方創生加速化交付金	—	24,000	24,000
(1) 地方創生加速化交付金	—	24,000	24,000
22 款 諸収入	38,241,833	220,000	38,461,833
5 項 雑入	523,729	220,000	743,729
4 目 経済費雑入	452,616	220,000	672,616
(11) 神奈川県競輪組合承継基金収入	—	220,000	220,000

歳 出

	補正前の額	補正額	計	補正の財源		
				国費等	市債	一般財源
5 款 経済費	46,213,503	▲129,109	46,084,394	24,000	—	▲153,109
1 項 経済費	46,213,503	▲129,109	46,084,394	24,000	—	▲153,109
2 目 誘致推進費	3,303,214	▲129,109	3,174,105	24,000	—	▲153,109

神奈川県競輪組合承継基金収入等について

- ◆ 神奈川県競輪組合（構成団体：神奈川県、横浜市、横須賀市の3県市）は26年度末に解散し、その財産処分の協議につきましては、平成27年第1回市会定例会での議決に基づき、神奈川県が一旦承継し、「神奈川県競輪組合承継基金」として管理されてきました。
- ◆ 基金には、組合の事業改善のため支払が猶予されていたJKA交付金^{※1}が積み立てられていますが、3県市が連携して国に働きかけた結果、納付が免除されることとなりました。
- ◆ このため、本年度末で基金を清算し、積立額約8億円について協議で定められた割合^{※2}に基づき3県市間で配分するため、本市では約2億2千万円の配分を受けるものです。

※1 JKA交付金

公益財団法人JKA(自転車競技法第23条に基づく競輪振興法人)に対して、競輪施行者(地方公共団体)が売上の一部を納付する交付金(自転車競技法第16条)

※2 協議で定められた割合

神奈川県:100分の56.14 横浜市:100分の28.07 横須賀市:100分の15.79

《報告》

川崎市及び小田原市からの損害賠償請求の提起について

競輪事業の廃止及び競輪組合の解散による、川崎・小田原両競輪場の借上げ打ち切りに伴う損害賠償(解決一時金[※])請求の訴訟が3県市を相手に提起されました。

今後、3県市間で協議しつつ対応していきます。

【訴訟提起の概要】

- ・川崎市 : 12月25日付提訴

請求額 本市14,723,528円、県29,447,056円、横須賀市8,282,312円

- ・小田原市 : 1月29日付提訴

請求額 本市7,739,107円、県15,478,215円、横須賀市4,353,420円

※ 解決一時金

競輪事業から撤退する借上施行者に対して、競輪場所有者が請求する金銭。撤退に伴う損失補てん的性格のもの。法的根拠はなく、あくまで業界の慣習として行われているもの。